

## 令和2年度第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日時 令和2年7月21日（火曜日）午後2時から午後3時50分まで

■場所 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室

■出席者

＜委員＞

川口宣男、工藤希一、齋藤慶子、七字藍子、中山圭三、生田目和美、原田まち子、増岡寛子、横倉聡、和田光一（五十音順・敬称略）

＜事務局＞

福祉保健部長（柏木）、地域福祉推進課長（渡邊）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（中澤）、地域福祉推進課社会福祉係長（中村）、地域福祉推進課職員（更級、岡田）

＜オブザーバー＞

高齢者支援課長（鈴木）、高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長（大木）、介護保険課長（時田）、介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査（阿部）、障害者福祉課長（山田）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（笹岡）、株式会社生活構造研究所（柏木）

■欠席者 高橋史、永合美穂、野本和久、宮崎貞男、山下達也（五十音順・敬称略）

■傍聴者 1名

■議事 1 議題

- (1) 成年後見制度の利用促進について
- (2) 再犯防止等の推進について
- (3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について
- (4) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案）について
- (5) 次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点
- (6) その他

■資料

（事前送付資料）

資料1 成年後見制度の利用促進について

資料2 再犯防止等の推進について

資料3 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案）

参考資料 次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点

（当日配布資料）

資料4 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について  
次第

## 1 開会

### ○事務局

ただ今から、令和2年度第2回「府中市福祉のまちづくり推進審議会」を開催いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、事務局より4点、お伝えいたします。

1点目、後日の議事録作成をスムーズに行うため、本審議会の開催中は録音をさせていただきます。

2点目、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるようお願いいたします。

3点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、手指の消毒、マスクの着用等にご協力くださいますようお願いいたします。

4点目、感染症対策といたしまして、換気を行っています。また、ご発言の際にご使用いただくマイクにつきましても除菌をいたします。できるだけスムーズな進行を心がけてまいりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、会長、よろしくようお願いいたします。

### ○会長

皆さんこんにちは。新型コロナウイルス感染症もまだまだ、先行きが見えないといえますか、府中市は100人を超したというところでございます。それも含めて、注意していきたいと思っております。

それでは、令和2年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催します。

皆様、本日も会議の円滑な進行にどうぞご協力ください。

はじめに、事務局から本日の委員の出席状況について報告をお願いします。

### ○事務局

はい、会長。本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日の会議は委員15名中10名のご出席をいただいております。したがって、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立することをご報告いたします。なお、ご欠席の野本委員、高橋委員、宮崎委員、永合委員、山下委員からは、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

なお、今回初めてご参加いただく委員は、今回からのご出席となりますので、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

(委員自己紹介)

### ○会長

ありがとうございます。

続いて前回の会議録について確認いたします。前回出席された委員の皆さんには事前に会議録の案を送付していますが、事務局に修正等の連絡はありましたか。

○事務局

はい、会長。前回審議会の会議録につきまして、委員の皆様にご確認いただきましたところ、修正等のご連絡はございませんでしたので、発言者名を伏せるなどしたうえで、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開の手続きを進めたいと考えております。前回の審議会の会議録については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

前回の議事録について、事前に修正等の申し出はなかったということですが、前回の審議会で質問があった「市の制度のバリアフリー」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

はい、会長。前回審議会でご質問いただきました本市における制度のバリアフリーについてご回答いたします。

制度のバリアフリーにつきましては、法令や制度などによって、障害者などが機会の均等を奪われることがないように、障害等のあるなしに関わらず市民の誰もが社会参加・参画することができるよう、必要な制度の整備や運用などの見直しを図っていくことをして、制度における障壁・バリアを除くことを指します。制度の障壁、バリアには、一般的な例といたしまして、入室時の盲導犬・介助犬の同伴が認められないといったことや、障害の有無で就職や資格、任用試験に制限が設けられることなどがございます。

前回の審議会でも本市でのバリアにはどんなものがあるのかというご質問がございましたが、会議やイベントの実施において、聴覚障害者の参加の有無にかかわらず、手話通訳士を配置すべきではございますが、イベントの内容によって対応が分かれているというところが、現在のところでございます。また不動産などの賃貸において居住保障や斡旋などの制度もございますが、制度を知らない場合に断られるケースがあるということもございます。制度のバリアフリーでは、できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができるように、使いやすい制度づくりに努めていくことや、当事者の意見を把握し、市政に積極的に反映することができるよう、当事者の協議会への参加や、計画づくりへの参画を推進していくことなどが挙げられます。本市では、府中市福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が安全で安心して、かつ主体的に暮らし、または訪れることができるよう、福祉のまちづくりを進めておりまして、4つのバリアフリーを引き続き推進してまいります。

前回の審議会でもご指摘いただきましたとおり、本来は物理的なバリアフリーを先に記載する例もございますが、現行計画の計画書では、心のバリアフリーを最初に記載しております。こちらは施設や道路といったハード面だけではなく、意識や情報などのソフト面におけるバリアフリーの取組、地域福祉への理解と福祉意識の醸成が大切であるというふうにしたためでございます。

次期計画につきましては、いただいたご意見から改めて検討していきたいと考えております。以

上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいま制度のバリアフリーについての説明がありました。その他、前回の議事録について、改めて修正箇所などありましたらお願いします。

制度のバリアフリーについて、今、市の説明がありましたけれども、何かご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうかそれでは、議事録修正はないようですので、公開の手続きを進めていただきたいと思います。

続いて、本日の傍聴について事務局より報告をお願いします。

○事務局

はい、会長。本日は、1名の方から傍聴希望の申し出がございました。傍聴の許可につきまして、お諮りいたします。

○会長

傍聴の申し出がありますが、許可することに異議はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくをお願いします。

《傍聴者入室》

○会長

続いて、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

(※ 事前郵送資料及び配布資料確認)

## 2 議題

- (1) 成年後見制度の利用促進について
- (2) 再犯防止等の推進について

○会長

次第に従いまして、議題（1）成年後見制度の利用促進について、及び（2）再犯防止等の推進について事務局より説明をお願いします。

○事務局

(※ 議題（1）「成年後見制度の利用促進について」、（2）「再犯防止等の推進について」説明（資料1、資料2）)

○会長

ありがとうございました。資料1の成年後見制度の利用促進について、それから資料2の再犯防止の推進について、事務局から説明がありました。これについてご質問、ご意見がありましたら発言をお願いしたいと思います。何かご質問等がありますでしょうか。

副会長お願いします。

○副会長

1点目の質問は、資料1の2ページ目、3つ表があつて、2つ目に図表で「地域福祉権利擁護事業の相談件数の推移」と書いてあります。この地域福祉権利擁護事業という言葉と、それから6ページ目の(2)の「地域福祉計画における成年後見制度の位置付け」のところの7行目に「日常生活自立支援事業」と書いてありますが、恐らく同じかと思います。この言葉が違うのかどうなのかというのが第1点です。

それから、実際に今日のお話では成年後見制度に関してはまだ十分に認知されていないということもありましたが、実際に市長申し立てがもしあれば、それは何件くらいあるのでしょうか。それから、先ほどの2ページ目の地域福祉権利擁護事業の相談件数がありますが、実際の契約件数はどうなっているのでしょうか。以上3点を質問します。よろしくお願いします。

○会長

事務局又は委員をお願いしたいと思います。

○委員

1点目の、日常生活自立支援事業と地域福祉権利擁護事業は、副会長がおっしゃったとおり、日常生活自立支援事業が、国基準の名称となっています。地域福祉権利擁護事業は東京都だけの独自の名称です。通称ということでご理解いただければと思います。両方とも同様の内容となっています。

それから、2点目の市長申し立ての件数は、それは事務局でなければ分からないことですので、後ほどご説明があるかと思います。

3点目の地域福祉権利擁護事業の実契約件数ですが、令和2年3月31日現在で125件となっています。数値としては都内でも多く、5本の指くらいに入る契約件数です。以上です。

○副会長

125件の内訳は、高齢の認知症の方が多いのですか。

○委員

うち認知症高齢者が76名、知的障害者が11名、精神障害者が32名、その他が6名で、合計が125件です。以上です。

○事務局

よろしいでしょうか。市町申し立ての件数ですが、令和元年度については※10件です。以上で

す。(※修正事項 令和元年度市長申し立て件数(誤) 10件→(正) 9件)

○会長

よろしいですか。

その他、何かありますか。委員お願いします。

○委員

資料1の成年後見制度ですが、任意後見制度と法定後見制度は分かるのですが、この2番の市民後見人というのは、私はこの資料で初めて知りました。判断能力が不十分になった方を、その方を支援していく市民後見人にどうつなげているのかをお聞きしたいと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

はい、会長。市民後見人の後見制度として、市民後見人がベストなのか、それとも専門職の弁護士や福祉関係のサポートができるような社会福祉士の方がベストなのかということ、それぞれ事例を検討していく中で、どのような支援の仕方がベストなのかを検討して、専門職の方が社会福祉協議会で事務局となりまして、そういった後見の事例検討を行っているところですが、そこで市民後見人の支援が妥当と判断した場合には、市民後見人の方を推薦していくような流れになっています。以上です。

○会長

よろしいですか。

その他に何かありますか。府中市は権利擁護、成年後見制度という点では「権利擁護センターふちゅう」というものを作っているのですが、認知度が大変低いということがあります。その辺の対策についてはどのように考えているのか、事務局、お願いします。

○事務局

はい、会長。大事な制度ではありますが、周知が徹底されておらず、認知度がなかなか上がらないということは事務局としても認識しています。周知方法としては、市民を対象に講座や講演会を実施していて、そこで広く周知をしている状況です。また、講演会では、講座の際にアンケートを取らせていただき、どのような形でお知りになったか、どのような広報の仕方がよいかなどを聞いています。そういったアンケートで得たデータを次の啓発や周知につなげていきたいということも、社会福祉協議会と調整しながら進めている状況です。以上です。

○会長

ありがとうございました。その他は何かありますか。

今回で言えば、この2つが新たに加わってくるという形があります。

委員、お願いします。

○委員

私も、恥ずかしながら市民後見人という制度を初めて知ったのですが、こちらは令和2年度の目標値7人に対して9人ということですが、現状として人数は足りているのでしょうか。まだまだ足りていないようでしたらまた周知等を行っていくと思うのですが、そこをお伺いしたいと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

はい、会長。市民後見人の人数ですが、市民後見人になるに当たっては、社会福祉協議会で行っている講習を受けていただき、そのまま地域の生活支援員という形で実際に現場に入ってもらい、経験を積んでいただくという流れになっています。そこで登録されて、実際に先ほどの事例検討会というところで検討した結果、市民後見人でも対応できるとなった場合をお願いするようなものです。その委任の件数が9件という状況です。実際に登録されている方については、全体で今36名ほどいらっしゃいますが、やはりその時々のご本人のご事情等もありますので、何人なら足りている状態と言えるのかという委員のご質問への回答は難しいところでございますが、いずれにしてもまだ十分ではないところもありますので、引き続き人数は増やしていくよう取り組んでまいりたいと考えている状況です。以上です。

○会長

よろしいですか。その他は何かありますか。

副会長お願いします。

○副会長

成年後見制度と、それから先ほどお話があった日常生活自立支援事業、地域福祉権利擁護事業のような、「権利擁護センターふちゅう」であるところの制度は、なかなか一般の方々には熟知されていないということですが、神奈川県は少し知っているのでご紹介します。どちらかというと、成年後見も、あるいは日常生活自立支援事業も、ご本人というよりも周りの方がいろいろと心配されて、例えばお一人で認知症高齢者の方が生活されていて、ケアマネジャーさんがそういう制度があればいいのではないかとということでご本人に紹介するといった形で行っていて、神奈川県だと社会福祉協議会がケアマネジャー、民生委員などの関係者などにかなり広報をして、一般の方につながっています。そのような方法で、今後一般の方々も含め、民生委員やケアマネジャーなどの関係者に熟知していただいて利用者の権利を守るということで、こういう制度があるよという形で進めていくことがいいかと思います。

府中市社会福祉協議会においても恐らくこのような形で、民生委員とか、ケアマネジャー等に日

常生活自立支援事業、成年後見事業等を紹介するなどされていると思いますが、いかがでしょうか。

○会長

委員、お願いします。

○委員

副会長がおっしゃるとおり、昨日もケアマネジャーや、地域包括支援センターの新人職員が参加した成年後見制度の関係者研修会を催したばかりです。これは定期的に委託元の市と協議をしながら年度ごとの計画を立て、実施をしていく、次回の計画に反映していく、こういった流れで行っています。これは推進機関であれば、どこでもまったく同じことをやっていると思います。以上です。

○会長

よろしいですか。その他はありますか。

それでは私から、資料2の再犯防止についてですが、更生保護ということで、大きく分けて改善更生と再犯防止という、この2つをベースにするわけですが、2ページに再犯防止推進計画とありますが、努力義務という形になっていますけれども、府中市ではこれを作るということでよろしいですか。それが1点です。

もう1点は、再犯率が府中市は割と全国的に多い状況です。それは、矯正施設、府中刑務所の所在地ということもあるだろうと思うのですが、出所してきた方々に向けてどういう対応をしていくか。その中に高齢者、あるいは障害をお持ちの方、こういう方々が出所してきたときの更生保護も含めて、いろいろ行うのでしょうか、なかなか地域社会の中で生活できないという問題、これらいろいろを推進計画でやっていこうと思うのですが、その計画も含めてその辺も入れるのか。

それから7ページの真ん中くらいに府中地区保護司会、あるいは更生保護女性会等に協力をしながらやっているという記載があります。その他にBBS会等があると思いますが、そちらとはどうやって協力していただいていますか。というのは、BBS会は若い人が一生懸命やってくれているので、そういう人を巻き込みながらやっていく方法もあります。社会を明るくする運動というのは、毎年7月にやるということで、今やっていると思いますが、なかなか見えてきません。その辺の対応方法はどうかということを確認させてください。

○事務局

まず1点目の再犯防止に関する取組の促進についてのご質問ですが、再犯防止推進計画を地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画のほうにどう盛り込んでいくかということという点で、再犯防止、更生保護、犯罪をした方の社会復帰促進、この視点を反映していくための安全安心の地域づくりを進めていくという点は、この福祉のまちづくりを考える上でも重要だと考えています。今後、福祉のまちづくり推進審議会において、この反映させていくような内容をご協議いただきながら、計画に盛り込んでいきたいと考えています。

2点目の出所した方への自立をしていくための支援ですが、府中市には府中刑務所ということで、



矯正施設が市内にあります。今、矯正施設の所在自治体会議ということで、矯正施設がある自治体が集まっての会や、刑務所との連携というものを進めています。そういった中で、社会の中で出所された方に対する支援をしていくような取組を地域で考えていくような方向で検討していけたらと考えています。

3点目のBBS会ということで、若い方のボランティア団体、そういった地域の中で再犯防止を取り組んでいくというような点でも、このボランティアの方の力は大変重要な部分だと考えています。以上です。

○会長

ありがとうございます。社会を明るくする運動については、どの程度関わり合っているか、その辺だけ確認させてください。

○事務局

はい、会長。社会を明るくする運動ですが、こちらも保護司会とも連携して行っておりますが、府中市長がトップになりまして、取組を推進する体制をとっています。

実際に参加される方々については、協賛の団体がいらっしゃるのですが、そういった団体、また、市立の中学校の生徒さんにもご参加いただいて、街頭でのキャンペーンなども行っている状況です。また、定期的になりますが、講演会やパネルディスカッション等も行っている状況です。毎年7月に実施していますが、今年度については新型コロナウイルス感染症の関係で、そういった催し物や人が集まるものについては中止というような対応になってはいますが、形を変えて啓発自体は行っています。新型コロナウイルス感染症が収まりましたら、引き続き取組を行っていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。他に何か確認、質問はありますか。

委員、お願いします。

○委員

小さい質問ですが、今、府中刑務所との関係はご説明にあったのですが、府中市には医療少年院があります。ここに在所した人たちは府中市内のどこかにつながりがあるのでしょうか。

それから、この1と2の資料というのは、計画書に載るのですか。だとすると、1つの文章が6行にわたっているなど、非常に長く分かりにくいです。読んでいるうちに頭の中がぐらぐらするということがあるので、もし載せるのであれば、その点の修正をお願いしたいと思います。以上です。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

医療少年院の関係については、現在は、本市から場所を移しております。市内にあった当時はどうだったかというところまで把握はできていないのですが、何かしら連携をしていたであろうとは思いますが、具体的にどのようなつながりでどう対応したというところはお答えできず、申し訳ありません。

また、資料の文書につきましては、今回は会議の資料として、国等の方針など引用しながら成年後見制度と再犯防止についての説明や、二つの計画を地域福祉計画の中に盛り込み、一体的に策定するということを説明させていただきました。後ほどご説明させていただきますが、この二つに係る取組は、重点的な取組にも位置付けたいと考えております。今回は会議の資料ということでこのような形になってしまったのですが、計画書としてまとめる際にはもう少し分かりやすい形で記載するようにします。

○会長

ありがとうございます。よろしいですか。

○委員

わざわざ医療少年院のことを伺ったのは、5年前に心神喪失者等医療観察法という法律ができて、精神障害を持ちながら刑務所の中で放置されている、治療されていない方たちをどうやって救うかということが大きな問題としてとりあげられました。そのシステムを作るうえで、かなりにお手伝いをさせていただいたことがありました。その後の実態として、なかなか地域に返すという部分、地域から医療機関に入り、そして医療機関から地域へ、ということをやっているように見えるのだけれど、じっくりいっていないという実態があるのです。こういったことも参考にさせていただいたらありがたいなと思って発言しました。

○会長

ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。その他に何かありますか。なければ、また後でまとめて皆さんにご意見を伺いたいと思います。

(3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について

○会長

続いて、議題（3）に移らせていただきたいと思います。

議題（3）次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

（※ 議題（3）「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について」説明（資料4））

○会長

議題（3）重点施策の内容について説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。委員、お願いします。

○委員

地域から支援につながりという1番ですが、現在、民生委員は6つの福祉エリアに分かれて活動を行っています。今後福祉エリアが11に変更となると書いてあるのですが、どのように変わるのかお知らせ願いたいと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

福祉エリアについては、次期福祉計画の策定に伴い、地域住民の方々が身近な圏域において主体的に各地域の生活課題を把握して、解決に取り組むことができるよう、また、地域づくりの更なる推進を図るために、現行の福祉エリアを、文化センター圏域を拠点とした11圏域に合わすこととしています。

民生委員の皆さまの活動については、福祉エリアを意識したような活動もありますが、地域包括支援センターでの圏域や小中学校の学区域、こういった幾つかの圏域の中で活動していらっしゃるかと思います。民生委員の方の基本的な活動については、民生委員の方の居住区域内で行われていて、対面で相談を受けるなどしていらっしゃると思います。この福祉エリアの変更については、地域包括支援センターなどの連携先の変更といった変化を生じさせることにもなりますが、民生委員の皆さまが活動しやすい環境を整えるということは、市としても大変重要なことと認識していますので、今後のサポートとして活動の負担にならないように、民生委員の皆さまの声を聞きながら、この活動を支援していきたいと考えています。

○会長

よろしいでしょうか。

○事務局

追加の説明をさせていただきます。現状の福祉エリアは民生委員のエリアや人口、道路状況等を加味してつくられているというところですが、このたび地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の上位計画である福祉計画検討協議会においてエリアを見直すということの了承を得ているところです。なお、福祉エリアをなぜ文化センター圏域を基礎として11にするかという、今までの広域的なエリアのところをより身近な文化センターを中心に、顔が見えるような体制づくりが必要だということで、細かな対応ができる11エリアにしたものです。

実際に民生委員にお話を聞くと、エリアに縛られた活動よりは、個人の対象者をどこにつなげるのか、どの専門機関につなげていくかというようなところが大きいということで、文化センター圏

域を意識した形での対応は可能だというお話をいただいています。来年度から福祉エリアは変更になりますが、民生委員の活動区域を6地区から11に変更するということまでは至っておりません。ただ、今後は11の福祉エリアを意識した活動もしていただきたいと考えていますので、今後、福祉エリアを中心とした集まりや活動の仕方というのはお話しさせていただきたいと思っています。活動に支障が出るような形での組み替えは考えておりませんが、今後はエリアごとの地域力を高めていくというところに重点を置かせていただきたいと考えていますので、今後の活動についてはエリアを意識した形での活動を行政側からお願いする流れもあろうかと思えます。

○会長

よろしいですか。

○委員

民生委員の活動において、文化センター圏域の活動は今のところあまり行われていなくて、高齢者が多いので地域包括支援センター主体で活動をしていますので、構築を急激に変更されてしまうと、民生委員の活動に支障をきたすと思いますので、民生委員も納得するように構築していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○会長

よろしいでしょうか。その辺、ないですか。

○事務局

エリアについて地域包括支援センターの話が出ましたが、地域包括支援センターのエリアの考え方についても高齢者福祉分野の次期計画において方向性を出していくというような話を聞いています。もちろん、地域包括支援センターのエリアが変わる際に、対象となる方々の引き継ぎや、いろいろなことが起こるのは承知していますので、それぞれの引き継ぎや対象者が変わることに対しては丁寧に対応していきたいと思えます。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。その他に何かありますか。

はい、委員、お願ひします。

○委員

少し疑問に思ったのですが、「権利擁護センターふちゅう」は社会福祉協議会に委託をされているということで、社会福祉協議会の方々も大変お忙しい中で仕事をされているなかで、権利擁護センターが今後、令和8年度までの推進計画の中で非常に仕事が増えていくのではないかと思うのですが、その辺のところ、例えば社会福祉協議会とは独立して他のセンターの設置であるとか、そういったことは考えられていらっしゃるのでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

来年度から「権利擁護センターふちゅう」の運営を強化していくという話は、事前に社会福祉協議会とも調整はさせていただいています。もちろん業務量が増えれば、それだけの人手と人件費もかかってきますので、そのあたりはお話をさせていただいています。また、他のところに独立させてというところは考えていません。既に持っているノウハウ、または地域とのつながりがありますので、「権利擁護センターふちゅう」で充分対応できると考えています。それに伴う必要な手当、支援というものは行っていくということで、この計画を続けていきます。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

副会長、お願いします。

○副会長

資料4(3)の地域の防災対策の推進で、防災をテーマとする意識啓発であるとか、あるいは避難行動要支援者を支援する体制等についてですが、横浜市だと18区あって、各区で防災ボランティアがおり、それが組織化して、地域でいろいろと活動をしたり、あるいは要援護者の方を把握したり、あるいは区役所の階段やホールを使って、いろいろな啓発活動をやっているのですが、そういった防災ボランティアというのは、府中市ではあるのでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

横浜市の防災ボランティアにあたる仕組みがあるかは、この場でお答えできませんが、地域の防災活動という点では自治会が自主防災的活動を実施していたり、文化センター圏域自主防災連絡会というものの立ち上げが進んでいたりします。今後、福祉と防災の連携というところも重要になってくると考えていますので、このボランティアに限らず、防災に関係する団体とは連携をしていきたいと考えているところです。以上です。

○会長

ありがとうございます。その他に何かありますか。

はい、委員お願いします。

○委員

資料4の1の(2)多機関による包括的な支援体制ですが、こちらは基幹相談支援センターのこと

を想定しているのでしょうか。また、私は現在、視覚障害相談員をしていて、視覚障害についての相談が視覚障害の団体をとおしてきます。それ以外に例えば他の団体の相談員さんから相談がくるようなことはありません。そういったところの連携を府中市はどのように考えているのでしょうか。そういうところもつながったほうがいいと思うのですが。そういう場の提供ということは考えていないのでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

こちらのネットワークですが、我々が意識しているところについては、多機関ということですので、先ほど申し上げた各専門機関やNPO、ハローワークなど、そういった専門的な機関を想定して、お話があった視覚障害の団体のつながりというところについては、このネットワークのなかで構築のところに入ってくるかは、この段階で私からは申し上げられないのですが、今ここで策定するネットワークについては、より広域的な専門性を持った機関を想定しています。以上です。

○会長

委員、よろしいですか。

○委員

はい。

追加でお伺いしますが、東京都も自治会、町内会に対する補助を出しています。そちらの制度と、府中市で考えている助成のあり方に違いがあれば、教えていただきたいです。

○会長

事務局、お願いします。

○障害者福祉課長補佐兼生活係長

いまの自治会・町会等へのご質問の前の多機関の連携のところですが、現在、障害福祉分野でも併行して次期計画策定について進めています。障害福祉分野においては、先ほど基幹相談支援センターの話をしていただきましたが、まさに、地域生活支援拠点等の整備をテーマに地域のネットワークの在り方についてご議論いただいているところです。その中での基幹相談支援センターという機能も出てくるのですが、上位計画として各分野を横断的に結ぶ地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画。ここでいっている連携は、保健、医療、福祉、教育等もっとその上の広い範囲を想定したものです。また、話は戻りますが視覚障害についての相談等、他機関や他団体とのつながり・連携は障害福祉分野のほうで進めていきますので、よろしくお願いします。以上です。

○会長

その辺りについてはよろしいですか。では、先程の自治会等への補助への回答をお願いします。

○事務局

申し訳ありませんが、もう一度その補助についてお話しいただいてもよろしいでしょうか。

○委員

4月1日から東京都のでも、自治会・町内会への助成事業を行うようになってきていると思うのですが、府中市の想定する町内会、自治会への補助の出し方について、東京都との違いというのがあれば、どこの部分に補助を出すかと想定しているのかを教えてくださいませんか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

大変申し訳ありませんが、東京都による自治会への補助金について、福祉の部門ではそういった情報を把握しておりませんので、自治会等の担当部署に確認して、次回以降回答させていただきます。

○会長

それでよろしいでしょうか。

その他は何かありますか。委員、お願いします。

○委員

資料4の部分ですが、1の(2)多機関による包括的支援体制の充実のところの最後の結びの部分です。「多岐にわたる分野の協働による包括的な支援体制を構築します」というところと、2の(3)暮らしや仕事に関する支援のところの最後に「多機関協働のネットワークの構築を進め」というくだりがあります。確かに重点施策で多機関連携ですとか、そういった表現は、通常はこういった表現で結ぶようにはなるのかなと思うのですが、私も専門機関としていろいろな機関とケース会議をする場面が多くあります。先日も保健所や市の生活援護課の困窮担当の方々と三者で話し合いをさせていただいたのですが、非常に有意義な会でした。支援機関のチームの困窮担当の職員の方が非常に優秀な職員だったといったところも大きいのかなと私としては認識していますが、様々な専門職の会議があるのですが、やはり直接顔を見合わせていると、なかなか進んでいかないということもあります。当然機関によって関わり方も、それぞれクライアントに対しては変わってきますので、やはりそこへのアプローチをきちんと、第三者的な中立の機関が今後は非常に重要な役割を示す必要があるのではないかと認識をしているところです。やはり直接関わっていく機関だけだと、どうしても制度、施策の部分に特化して、私たちの守備範囲はここまで、私たちはここまでというところを主張し合うと、必ず溝が出てきます。溝を作りあっても、支援機能としては、あまりクライアントの

幸せにつながりませんので、溝は作らないというところを、専門機関は非常に認識をすべきで、もっと言うと、チームアプローチを続けていくべきだと認識しています。

事務局は今後、重点施策を細かいところまで作っていくことと思われませんが、そうしたところに、現場の生の声を極力反映していただいて、主人公はクライアント、もしくはクライアントの家族の幸せですので、そこにつながるような支援者チームのあり方について、ぜひ専門職のお声に耳を傾けるような、そんな原案を期待したいと思っています。これはお願いです。

また、先ほど事務局からも説明がありましたが、災害時のボランティアに関して、少し補足させていただきます。皆さま方も被災地の映像を今まで何回かご覧になったことがあるかと思いますが、災害時には私たち社会福祉協議会の災害ボランティアセンターが必ずそこで立ち上がる予定になっています。府中市の災害協定によって、府中市でも発災時にはそういう形になります。今後はそういったところもぜひ実践に向けて、実施できるように、府中市とも今後調整していきながら、地域の方々のボランティア意識を醸成していきたいと考えています。以上です。

○会長

ありがとうございました。何か意見はありますか。ぜひ今、委員が言われたことを念頭に置いて、内容を準備していただきたいと思います。その他何かありますかでしょうか。

なければ、議題（４）に入っていきたいと思います。

#### (4) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系(案)について

○会長

次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

（※ 議題（４）「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案）について」説明（資料３））

○会長

体系（案）についての説明がありました。これについて何かご質問等がありますでしょうか。とりあえず重点的な施策は【重点】と書いてありますが、何か確認するところがありますでしょうか。

参考資料もあわせて確認をしていただくと分かりやすいと思います。

また、これまでの議題でまとめて何かありましたらぜひ質問、確認をしていただきたいと思いません。

委員、お願いします。

○委員

資料１の成年後見制度の利用促進について、１ページの２の市の現状で、市民後見人の応募資格



を調べたら、高等学校を卒業していることや、18歳以上というものがあるのですが。実際に府中市の市民後見人9人の方の年齢層などを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

9人の市民後見人の年齢は定かではないのですが、先程ご説明しました後見活動メンバーの36名の年齢構成はわかりますので、そちらを回答させていただきます。登録人数36名のうち、40代が3名、50代が10名、60代が16名、70代が7名ということで、平均年齢が63.2歳という状況です。以上です。

○会長

よろしいですか。その他は何かありますか。委員、お願いします。

○委員

今の成年後見のことについてですが、先ほど、人数が府中市は他のところと比較しても充実しているというようなお話だったのですが、何か質を評価する方法はあるのでしょうか。後見人に選ばれた方の質を評価する方法というのがあれば何か教えていただきたいと思います。

また、参考資料の次期府中市福祉計画の基本視点で、「4 いつでも安心して暮らせる福祉の実現」というところに「住み慣れた地域で」とあります。これは突然来る方のことはフォローしないということではないと思いますし、これはもともと措置制度が契約制度に変わったことで、この文言が入っているかと思うのですが、この文言は今も必要なのでしょうか。「どこででも」という意味だとは思いますが、そのところについて何か意見があれば、教えてください。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

成年後見に関する質問については、委員からのご回答ということでお願いします。

○会長

委員、お願いします。

○委員

1点目の市民後見人の質の評価というご質問にお答えさせていただきます。権利擁護センターふちゅうは、市から委託を受けていまして、市民後見人さんは事務局の報告のとおり、前年度末現在9名いらっしゃいます。府中市は、東京法務局の立川支部が担当のエリアになりますが、大概の市民後

見人には後見監督人といった方が付きます。この市民後見人のケースに関しては、全て社会福祉協議会が後見監督人となります。毎月1回の訪問に対する事業報告であったり、3か月に1回の収支状況報告であったり、そういったところを都内の社会福祉協議会は市民後見人や区民後見人の監督人となってチェックをしています。さらに法務局に1年に1回の報告、届出をする義務が市民後見人にはあります。また、監督人にも監督業務をきちんとやりましたという報告をする義務があります。そこで適正かどうか東京法務局が判断をされるということになり、今のところ、府中市においてはすべて適切に行われているというご判断をいただいています。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。委員は権利擁護センターふちゅうの副所長で、よくご存じだと思いますので、発言をお願いしております。

では、事務局、よろしくお願いします。

○事務局

福祉計画の4番目の基本視点、いつでも安心して暮らせる福祉の実現ということで、そこには「住み慣れた地域」というところがありまして、こちらに関しては、どの場所においてもその人の尊厳が尊重されて、安心して暮らしが実現できるようにといった意味合いがあります。こちらは、高齢者の方、またひとり暮らしの高齢者の方が地域において安心して暮らしていけるように、そういった視点を掲げさせていただき、こちらをお伝えしています。特に、今、高齢者の支援の仕組みとしては、地域において支援をしていくような、包括支援システムの仕組みもありますので、地域における支え合いの部分を進捗しまして、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、そういった視点からこちらの表記をさせていただいています。

○会長

委員、よろしいですか。

○委員

ありがとうございます。確かに、この住み慣れた地域というのはそのとおりにかなと思うのですが、例えば私のように、新しく府中市に来たというような方については、あまり想定されていないのかなという印象がありました。基本的に、もともと府中市にお住まいの方は、例えば自治会であったり町内会に入っていたりしますよね。それ以外の方は自治会などに入っていなかったりする方が多いのかなという印象があったので、今どこにも属していないという方が地域のどこかのサークルであったり集まりに参加しやすい方策というのは、何か具体的に、府中市として想定しているものはありますか。

○会長

事務局、お願いします。

## ○事務局

はい、会長。先に申し上げればよかったのですが、ご質問いただいている参考資料については、議題の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系ではなく、上位計画にあたる福祉計画がどのようなものになっているかのご報告として参考に付けさせていただきました。本審議会でご議論いただくというよりは、上位計画の策定がこのような形で進めているということの後ほどご説明の際のご参考までにお配りしたものです。唐突に出てきたもので先に説明がなかったため、少し混乱してしまったかと思います。申し訳ありませんでした。

地域で自治会等に入っていない方についてのお話ですが、まさにそういった方々に参加いただいて、文化センターエリアを基礎とした新しい福祉エリアにおける地域力を上げていくというところを進めてまいりたいと考えております。既存の団体等に加入していない方も支え合いながら暮らしていただけるようにということを考えていますので、そういった方への新しい場づくりというところでは、例えば皆さんが関心のある防災というところをテーマに人を集めてお話をさせていただき、そこから新たなつながりや、支える仕組みができていくのかなということも考えているところです。

その他、既存のサロンや細かな団体等は文化センターを中心に活動されている団体があるかと思いますが、そういった団体同士がつながりやすいような情報というものは、今後こちらからも発信していかなければいけないと思っています。既存の趣味やカルチャーといった集まりで参加できるものもあるかと思います。また今後は福祉エリアにおける支え合いの仕組みづくりのなかで、何か新しい取組というものも市として用意していく予定です。

## ○会長

よろしいでしょうか。

議題5「次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点」について事務局から説明いただいて、その後議論したいと思います。事務局、お願いします。

### (5) 次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点

## ○事務局

(※ 議題(5)「次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点」説明(参考資料))

## ○会長

ありがとうございました。次期福祉計画の基本視点についての説明が終わりました。

現行の計画と少し変わったところがありますが、地域共生社会の実現ということで、具体的にこうやっていきますという府中市の考え方がここに出ているということです。これをベースに福祉のまちづくりを含めた高齢者、障害、子ども関係も含めて対応していくような形になっていくと思います。この基本の考え方、基本視点について何か。

委員、お願いします。

○委員

ちょっとした言葉の違いでイメージが全然違うかなと思うのですが、真ん中の基本理念のところ  
に「みんなでつくる、みんなの福祉」となっていますが、「つくる」というと、やはり制度や場所、  
活動など、具体的なものがすぐ思い浮かぶのですが、ここで言いたいことは、やはり最後の協働とい  
うようなことを基本にと考えるならば、「みんなで深める」としたほうがピンとくるのではないかと  
思います。「つくる」というと、何か形にならないといけない。意識も含めて、皆が当事者である  
ということを考えるのであれば、「深める」や「進める」という言葉のほうがいいのではないでしょ  
うか。個人的な感覚の問題ですが、そう思いました。

○会長

ありがとうございました。事務局、その辺も含めてどうでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。少しご説明が不足していた部分がありました。平成15年に府中市福祉  
計画を策定したときから基本理念として「みんなでつくる、みんなの福祉」を掲げています。こちら  
は先ほどご説明させていただいている地域共生社会、地域の中で皆さんが地域の課題を共に解決し  
ていくための方向を考えて、その検討を進めていくといったその理念も含んでいます。そういった  
考え方というのが平成15年の福祉計画においても、府中市が進めてきた福祉の取組の中で、こう  
いった概念というものを元に進めてきたところがあります。そこで、平成15年に策定した基本理  
念でも、今回それをさらに継承していく、進めていくという点で、こういった基本理念を設定させ  
ていただいていますので、そういった点で進めていきたいと考えています。また福祉計画検討協議会  
のほうでもそういったご説明をさせていただく中で、この継承という形でお話をいただいて、ご理  
解いただけたということです。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。本来は、こういうものが進み、深まり、最終的に制度となって現れるわけ  
ですから、その辺のニュアンスを少し考えてほしいという意味合いだと思います。

○委員

そういう意味合いで、もちろん15年のことは分かった上で私は申し上げているのですが、やは  
りその時代よりもはるかに共存や共生ということが一般に普及しはじめている時期だと思うので  
すから、そのニュアンスをやはりこういうところに出したほうがもっと身近に感じるのではない  
でしょうか。ただ市が考えた紙面として流れるのはつまらないので、実感として受け止めてほし  
いと思ったのです。以上です。

○会長

事務局、その辺も含めてお願いします。

### ○事務局

貴重なご意見をありがとうございました。おっしゃるように、深めていくという言葉について、委員のご意見を聞いていて、納得するところがございました。ただ、ここで同じような理念を継承させていただいたところに関しては、そうは言っても皆で地域共生社会をつくっていく、協働で成し遂げていくというところがまだ足りないのではないかというような視点もありましたので、皆さんが参加して皆で作っていきこうというようなところを次期計画にも反映させていきたいというようなところから、このような表現になっています。福祉計画検討協議会において了承されているものですので、このタイミングで表現を変更することはできないのですが、いただいたご意見はこれからの計画づくりの参考となりますので、生かしていきたいと考えています。どうもありがとうございました。

### ○会長

よろしいでしょうか。その他何かありますでしょうか。  
委員、お願いします。

### ○委員

意見なのですが、資料4の1(1)住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化のなかに「制度の狭間にある問題」というのがありますが、私はPTA活動をしています。PTA活動をしていると、自然とつながり、また、地域の自治体ともつながり、そのことによって防災活動をするなど、つながることができているのですが、本当に子育て世帯で心配なのは、つながることができていない人たちだと思っています。

そういう活動から孤立してしまうと、やはりどんどん孤立した上に、特に、例えば障害などがない限りは、やはり放置されてしまいがちで、虐待といったような形で現れてしまうことがあると思います。特にこの新型コロナウイルス感染症の現状がありますと、子育て世代ではなくても、特に狭間になってしまう人たちが多く出るかと思しますので、そういった方たちがつながりやすい形や、例えば、既存のものだけではなくSNSでの発信など、そういったことをとおして、つながっていない人でも情報を得られたりする支援も考えていただきたいと思いました。以上です。

### ○会長

ありがとうございました。事務局、この辺について何かありますでしょうか。

### ○事務局

おっしゃっていただいたようなことについては、先ほど申し上げた福祉計画検討協議会でも話が出ておまして、まさにつながらない人たちの孤立をいかにして防ぐかということが次の課題になってくるのではないかというような話もありました。確かに、SNSによる発信、また、そういった機器が使えない方への対応の在り方ということも、新しい生活様式の中で見つけていかなければいけないのかなと認識しています。情報の伝達の仕方や情報へのアクセスの仕方については、まだ行き届かないところがありますので、どのような形になるかはこれから詰めていくわけですが、

福祉エリアを11エリアとしっかり分けることができましたので、そういったところで情報を発信していく、また、エリアにおいて、どこに行けば情報が取れるのか、例えば文化センターに行けば情報が取れる、また、行けば必ず何かしら人とつながれるといった、そういった仕組みづくりというものをしていかなければいけないと考えています。情報の出し方、特に今回は、新型コロナウイルス感染症の関係で対面できないという話も聞きましたので、そのあたりも工夫しながら取組を進めていきたいと思っています。ご意見を反映させていきたいと思っています。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。その他に何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、この議題（5）については以上とさせていただきます。

(6) その他

○会長

続いて議題（6）その他について、事務局から連絡をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から今後の審議会の開催日程についてお伝えします。次回の第3回審議会については、既に開催通知を差し上げたとおり、8月13日木曜日午前10時から、本日と同じこちらの会議室で実施します。また、皆さまに日程の調整をお願いしていました第4回の審議会の開催については、9月10日木曜日午前10時からの開催を予定しています。第4回の開催については、改めて開催通知をお送りさせていただきます。

次回は、本日の議題を踏まえ、重点施策及び具体的な事業内容等を議題とさせていただきたいと考えています。以上です。

○会長

ありがとうございました。8月13日、9月10日の10時からということでよろしいですか。

次回は次期計画における重点施策、事業内容を議題とさせていただきますので、今回の内容を再度確認しながら論議をさせていただければと思います。

それでは、本日の議題はすべてこれで終了しましたので、令和2年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了します。ありがとうございます。